

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和7年7月22日 那覇地方法務局宜野湾出張所 登記官 牧野智浩

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3608-2023-0009号	中頭郡北谷町字吉原桃原521番
第3608-2023-0010号	中頭郡北谷町字吉原桃原569番1